

神戸市事業再構築補助金活用促進助成金交付要綱

令和4年3月22日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難しい中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築を行おうとする市内中小企業等の中小企業等事業再構築促進事業(以下、「事業再構築補助金」という。)の申請に要する経費に対して、神戸市事業再構築補助金活用促進助成金(以下、「助成金」という)を予算の範囲内で交付するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、交付等に関して必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 この要綱において助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあっては、令和4年3月22日時点及び助成金の交付申請日時点において市内に本店または主たる事業所を有していること。
- (2) 個人にあっては、令和4年3月22日時点及び助成金の交付申請日時点において市内に事業所を有していること。
- (3) 事業再構築補助金の補助対象者の要件を満たしていること。
- (4) 事業再構築補助金の申請者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(不交付要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織若しくは団体

(4) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

(6) 前各号に掲げる者の他、助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業再構築補助金の申請のために税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士等の専門家（以下、「専門家等」という）の支援を受け、その支援に係る経費とする。

2 助成金の交付の対象となる事業再構築補助金は、令和4年1月以降に公募された事業再構築補助金とする。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、専門家等と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該専門家等からの支援に係る経費は助成対象経費に含めないこととする。

(1) 専門家等が、申請者の代表取締役又は申請者と同一人を代表取締役とする会社である場合

(2) 専門家等が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

(3) 専門家等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは二親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは二親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

(4) 前各号に規定する関係に類するものその他助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額から消費税額を差し引き、2で除して得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、25万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、様式第1号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 宣誓・同意書(様式第2号)
- (2) 個人にあつては市内に事業所を有することを証する書類
- (3) 事業再構築補助金を申請したことがわかる書類(電子申請のハードコピー等)
- (4) 認定経営革新等支援機関による確認書
- (5) 専門家等と取り交わした助成対象経費に係る契約書等
- (6) 専門家等に対して助成対象経費が支払われたことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(宣誓・同意事項)

第7条 宣誓・同意書(様式第2号)の記載事項に宣誓又は同意し、その旨を記載した様式第2号を提出した者でなければ、助成金を交付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、市長は、当該申請者について助成金を交付しないことを決定でき、また、申請者が既に助成金の交付を受けていた場合は、市長は、交付の決定を取消し、速やかに助成金を返還するよう求めることができる。

(審査)

第8条 市長は、第6条に規定する申請書類に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、交付要件を満たすことが確認できた場合は、第9条に基づき、助成金の交付決定に係る手続を行う。ただし、市長は、申請者の申請が交付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。

- (1) 市長は、申請者に対して、交付要件を満たすことが確認できる申請情報等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行い、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、該当する書類を速やかに市長に提出する、また、事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応(以下「不備修正」という。)を行う。
- (2) 市長は、申請者から提出された申請情報等が外形的に本要綱に定める内容を満たしたとしても、交付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、申請者に対して、市長が必要と認める書類(以下「追加証憑」という。)を速やかに提出することの依頼(以下「追加証憑提出依頼」という。)を行うことができる。また、必要に応じて事情聴取

及び立入検査等を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、交付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに市長に提出する、また事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応を行う。

(3) 市長は、申請者の申請が交付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は第9条第3項に基づき不交付を決定することができる。

(4) 市長は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。市長は、期限内に申請者から交付要件を満たすことが確認できる申請情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、第9条第3項に基づき不交付決定することができる。

(助成金の交付・不交付)

第9条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査したうえで、助成金の交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。また、審査の結果、適当と認めるときは、申請者に助成金を支払う。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、審査を経て申請者の申請が交付要件を満たさないと判断した場合（提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。）又は交付要件を満たすことが確認できないと判断した場合には、当該申請について不交付を決定する。また、不交付とする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金を交付している場合において期限を定めて当該取消しに係る部分の助成金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(助成金の不正受給等への対応)

第11条 無資格受給の恐れがある場合は、市長は、次の各号の対応を行う。

- (1) 審査を行い不審な点がみられる場合その他の市長が必要と認める場合において、市長は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行う。これらの調査を行った後、市長が当該関係者に対する対処を決定する。
 - (2) 調査の結果、申請者がその責めに帰すべき事由の有無にかかわらず無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合（調査のために提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、市長は交付の決定の取消しを行うとともに、当該申請者に対し、期限を定めて、助成金の返還を求める。
- 2 助成金の不正受給に該当することが判明した場合は、市長は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。
- (1) 市長は申請者に対し、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息の市への納付を求める。なお、加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (2) 不正受給が発覚した場合には、市長はこの旨及び申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表を行うことができる。
 - (3) 市長は、不正の内容等により、助成金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に助成金を受給した申請者を告訴・告発する。
- 3 助成金は、市長が交付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用され、贈与契約の変更又は解除及び交付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上の不服申立ての対象とならない。
- （その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。